

# 関西版「三重の応援登録制度」実施要領

## 第1 趣旨

三重県関西事務所(以下、「関西事務所」という。)では、大阪・兵庫・京都を中心とした関西圏において、三重の認知度向上、観光誘客及び県産品等の販路拡大等に取り組んでいる。

三重を応援する関西圏の在住者、店舗、企業等が、主体的に上記の取組に関われるよう、関西版「三重の応援登録制度」を運用する。

## 第2 登録区分

- 1 三重の応援サポーター
- 2 三重の応援店
- 3 三重の応援メルマガ会員

## 第3 定義

- 1 「三重の応援サポーター」とは、第4の1の登録要件を満たし、第6の登録の審査(以下、「審査」という。)により登録が認められた個人又は事業者をいう。
- 2 「三重の応援店」とは、第4の2の登録要件を満たし、審査により登録が認められた事業者をいう。
- 3 「三重の応援メルマガ会員」とは、第4の3の登録要件を満たし、審査により登録が認められた個人又は事業者をいう。
- 4 審査により登録が認められた者を「登録者」という。

## 第4 登録要件

- 1 三重の応援サポーター

### (1)個人

次の要件をすべて満たす者であること。

- ア 関西事務所の X(@kansaimie)をフォローし、投稿内容を拡散することができる。
- イ 関西圏で見つけた三重に関する情報(三重県食材等を使用したメニューや三重県産品、三重ゆかりのイベント等)をXで「#見つけた三重」を付けて発信することができる。
- ウ 三重県が関係するイベント等に参加する意思がある。

### (2)事業者

次の要件をすべて満たす者であること。

- ア 関西圏に本社、支社、店舗等を有すること。
- イ 次の(ア)～(エ)のいずれかを実施できること。
  - (ア)三重県が提供するポスターの掲示、パンフレットの配布に協力する。
  - (イ)三重県が関係するイベント等の社員への周知や社内報への掲載等を行う。
  - (ウ)関西事務所の X(@kansaimie)をフォローし、投稿内容を拡散する。
  - (エ)関西事務所が主催するイベント等に協力する。
- ウ 電子メールによる連絡対応が可能であること。

- 2 三重の応援店

次の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 関西圏に、三重県産品の販売、または三重県産食材等を使用したメニュー提供を行う拠点（本社、支社、店舗等）を有すること。なお、実店舗がなく、ECサイト等の運営のみを行っている場合は、運営拠点が関西圏にあること。
  - (2) 次のア～ウのいずれかを実施できること。
    - ア 三重県が提供するポスター、パンフレット等を店舗内に設置する。
    - イ 関西事務所の X(@kansaimie) をフォローし、投稿内容を拡散する。
    - ウ 関西事務所が主催するイベント等に協力する。
  - (3) 第7の3に基づく公表に同意すること。
  - (4) 電子メールによる連絡対応が可能であること。
- 3 三重の応援メルマガ会員
- (1) 関西事務所が月1回程度配信するメールマガジンを受信すること。

## 第5 登録申請

- 1 登録を希望する者は、第2に定める登録区分ごとに次の様式により関西事務所に申請を行うものとする。
  - (1) 三重の応援サポーター
    - 第1-1-1号様式 「三重の応援サポーター」登録申請書(個人)
    - 第1-1-2号様式 「三重の応援サポーター」登録申請書(事業者)
  - (2) 三重の応援店
    - 第1-2号様式 「三重の応援店」登録申請書
  - (3) 三重の応援メルマガ会員
    - 第1-3号様式 「三重の応援メルマガ会員」登録申請書
- 2 登録申請にかかる初期登録料並びに更新登録料は、無料とする。  
ただし、申請にかかる実費(通信料等)は、申請者の負担とする。

## 第6 登録の審査

- 1 第5の1に定める登録申請が行われたときは、関西事務所において審査を行う。
- 2 関西事務所は、審査の結果を所定の通知書(第2-1号様式又は第2-2号様式)により申請者に通知する。
- 3 関西事務所は、三重の応援店登録者に表示証(第3号様式)を交付する。ただし、表示証の交付は、原則1申請1回限りとし、再交付は行わない。
- 4 登録期間は、登録を認めた日からその日の属する年度の3月31日までとする。ただし、特段の事情がない限り1年間の延長を行い、以後も同様とする。

## 第7 登録の公表

- 1 三重の応援サポーター登録者は、個人においてはSNS等にて、事業者においては当該施設、当該商品、当該メニュー、ウェブサイト、SNS等にて、「三重の応援サポーター」と公表することができる。
- 2 三重の応援店登録者は、当該施設、当該商品、当該メニュー、ウェブサイト、SNS等にて、「三重の応援店」と公表することができる。また、表示証を当該施設に掲示することができる。
- 3 関西事務所は、三重の応援店に関する次の情報をウェブサイトで公表する。なお、情報の更新は適宜行う。

- (1)店名(屋号)
- (2)所在地
- (3)電話番号
- (4)公式サイト・SNS
- (5)店案内(三重県産品の取扱い品目等)
- (6)写真(外観及び内装等、各1枚程度)
- (7)その他

4 情報の公表により、登録者に損害が生じたとしても、関西事務所はその責を負わない。

#### 第8 登録内容の変更、登録の取り下げ

- 1 登録者は、登録内容に変更が生じたとき、または登録を取り下げるときは、その事由が発生してから 14 日以内に、「三重の応援登録制度登録内容変更・取り下げ申請書(第4号様式)」を関西事務所に提出しなければならない。
- 2 三重の応援店登録者が登録を取り下げるときは、速やかに表示証を関西事務所に返却しなければならない。

#### 第9 登録の取消

- 1 関西事務所は、登録者が次のいずれかに該当するときは、「三重の応援登録制度取消通知書(第5号様式)」により登録を取り消すことができる。これにより登録者に損害が生じたとしても、関西事務所はその責を負わない。
  - (1)登録要件を満たしていないと認められたとき。
  - (2)虚偽の申請があったと認められたとき。
  - (3)その他、登録制度の目的に支障をきたす行為があると認められたとき。
- 2 三重の応援店登録者が、登録を取り消されたときは、取り消された日から 14 日以内に表示証を関西事務所に返却しなければならない。
- 3 登録を取り消された者は、その取り消し事由を解消した日から、新たに登録申請を行うことができる。

#### 第10 事務処理

- 1 関西版「三重の応援登録制度」に関する事務は、関西事務所が行う。

#### 第11 その他

- 1 この要領に定めるもののほか、必要な事項は関西事務所が別に定める。

#### 附則

- 1 この要領は、令和4年1月17日から施行する。
- 2 この要領の運用をもって「三重の応援団」、「三重の応援店舗」、「三重の応援企業」の各応援制度は廃止する。
- 3 この要領は、令和8年3月11日から改訂施行する。



第1-1-2号様式（第5の1（1）関係）

「三重の応援サポーター」登録申請書（事業者）

関西版「三重の応援登録制度」実施要領に基づき、「三重の応援サポーター」登録申請書を提出します。

- 1 事業者名（フリガナ）
- 2 事業所在地
- 3 電話番号（代表）
- 4 公式ウェブサイト
- 5 代表者
- 6 担当者
  - （1）氏名
  - （2）電話番号
  - （3）電子メールアドレス
- 7 協力できる活動（○をつけてください）（複数選択可）
  - （ ） 三重県が提供するポスターの掲示、パンフレットの配布
  - （ ） 三重県が関係するイベント等の社員への周知や社内報への掲載等
  - （ ） 関西事務所のX（@kansaimie）をフォロー、シェア
  - （ ） 関西事務所が主催するイベント等に協力
  - （ ） その他の魅力発信

【具体的に： 】

※ご提供いただいた個人情報は、関西事務所が管理し、登録制度に関するご案内のみに利用します。

第1-2号様式（第5の1（2）関係）

「三重の応援店」登録申請書

関西版「三重の応援登録制度」実施要領に基づき、「三重の応援店」登録申請書を提出します。

なお、登録が認められた場合には、要領第7の3に定める項目の公表について、同意します。

- 1 店名（フリガナ）
- 2 所在地
- 3 電話番号
- 4 定休日
- 5 営業時間
- 6 公式ウェブサイト
- 7 代表者
- 8 担当者
  - （1）氏名
  - （2）電話番号
  - （3）電子メールアドレス
- 9 販売している三重県産品  
例：三重県産小麦を使ったうどんの提供  
三重県産の木材を使用した玩具の販売 等
- 10 協力できる活動（○をつけてください）（複数選択可）
  - （ ） 三重県が提供するポスター、パンフレット等の設置
  - （ ） 関西事務所のX (@kansaimie) をフォロー、シェア
  - （ ） 関西事務所が主催するイベント等への協力
  - （ ） その他の魅力発信

【具体的に： 】

※ご提供いただいた個人情報は、関西事務所が管理し、登録制度に関するご案内のみに利用します。



第2-1号様式（第6の2関係）

【件名】「(第5の1登録区分を記載)」登録申請の審査結果について

【本文】

(申請者)様

この度は「(第5の1登録区分を記載)」への登録申請をいただき、ありがとうございます。

審査の結果、「(第5の1登録区分を記載)」へ登録が認められましたのでお知らせします。  
今後も「(第5の1登録区分を記載)」として、三重県の魅力発信にご協力をよろしくお願い致します。

[お問い合わせ先]

三重県関西事務所

TEL : 06-6347-1932

FAX : 06-6347-1935

Email : mkansai@pref.mie.lg.jp

第2-2号様式（第6の3関係）

【件名】「(第5の1登録区分を記載)」登録申請の審査結果について

【本文】

(申請者)様

この度は「(第5の1登録区分を記載)」への登録申請をいただき、ありがとうございます。

審査の結果、「(第5の1登録区分を記載)」の登録要件を満たしていなかったため、登録が認められませんでしたのでお知らせします。

なお、再申請については、今回の申請で登録が認められなかった事由の解消後、可能となりますことを申し添えます。

【登録が認められなかった事由】

**三重の応援店**  
Official Supporter store of Mie

このお店は、  
関西版「三重の応援登録制度」  
に基づき、登録されているお店です。

This store has been registered as one of  
the official supporters in accordance with  
the registration program in Kansai region  
for promoting Mie.



三重県  
Mie prefecture



三重の応援店  
Official Supporter store of Mie

※ステッカー又は電子データとします。

※文字サイズ、文字フォント及び配置等は、変わる場合があります。

第4号様式（第8の1関係）

三重の応援登録制度登録内容変更・取り下げ申請書

年 月 日

三重県関西事務所長 あて

登録区分：（第5の1登録区分を記載）  
（法人、団体については、名称及び代表者職氏名）  
氏 名：

関西版「三重の応援登録制度」実施要領第8の1に基づき、下記のとおり登録内容の変更・取り下げを申請します。

記

1 登録内容の（ 変更 ・ 取り下げ ）

※「変更」の場合は2、「取り下げ」の場合は3に記入してください。

2 変更内容 ※変更申請の場合に記入

変更事項	
新	旧

3 取り下げ理由

第5号様式（第9の1関係）

年 月 日

（法人、団体については、名称及び代表者職氏名）

氏名： 様

### 三重の応援登録制度登録取消通知書

関西版「三重の応援登録制度」実施要領第9の1に基づき、登録を取り消しますので通知します。

#### 記

- 1 登録区分
- 2 登録者
- 3 取消日
- 4 登録を取消した理由